

## [事案 23-165] 高度障害保険金支払請求

・平成 24 年 4 月 25 日 裁定終了

### <事案の概要>

ニーマンピック病C型により高度障害状態になったとして高度障害保険金を請求したところ、高度障害の原因となった疾病は責任開始前にすでに発病していたとして高度障害保険金が支払われないことを不服として、保険金の支払いを求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

平成 6 年 5 月に生存給付金付定期保険に加入したが、被保険者（申立人の娘）が契約有効期間中にニーマンピック病C型により高度障害状態になったことから、高度障害保険金を請求したところ、高度障害状態の原因となった疾病は責任開始前にすでに発症していたとして、高度障害保険金が支払われなかった。しかしながら、以下の理由により、被保険者が責任開始前に発病した事実はないので、高度障害保険金を支払ってほしい。

- (1) ニーマンピック病C型を発病したのはその診断がなされた平成 8 年であり、平成 6 年 3 月の検査入院の時点では発病していなかった。
- (2) 障害診断書において、「傷病発病日は特定できない」「(ニーマンピック病C型が) 判明したのは平成 8 年である」「(発病日) 不明」「NPC (ニーマンピック病C型) は症状としてはSCD (脊髄小脳変性症) に含まれるが、概念的には異なる疾患である」と記載されていること等が確認できる。
- (3) したがって、平成 6 年 3 月の検査入院時に診断された「脊髄小脳変性症疑い」はニーマンピック病C型と因果関係はなく、責任開始前発病ではないため高度障害保険金の支払事由に該当する。

### <保険会社の主張>

下記のとおり、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 各障害診断書においては、平成 6 年 2 月時点で知的障害と失調症状が認められ、3 月の検査入院時点で小脳委縮が認められ「脊髄小脳変性症疑い」の診断がなされており、これらの症状はニーマンピック病C型において発現する症状と一致している。
- (2) 各障害診断書において、平成 6 年 3 月時点の症状が進行して、平成 8 年のニーマンピック病C型の診断に至っている旨記載されており、同時点の症状がニーマンピック病C型とは全く別個の疾病による症状であることを示す記載は全くない。
- (3) よって、被保険者のニーマンピック病C型は、遅くとも平成 6 年 3 月の検査入院時点で発病し、症状を発現していたと認められ、高度障害保険金の支払事由は満たされていない。

### <裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された書類等の内容にもとづいて、本件疾病の発症時期等について審理した結果、下記のとおり、申立内容は認められないことから、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条により、裁定書にその理由を明らかに

して、裁定手続を終了した。

- (1) 申立人の提出した診療記録によれば、被保険者は子供のころから運動能力の異常が認められたとあり、平成14年の診断書によれば、「平成6年に知的障害と失調症状を認めて精査入院し脊髄小脳変性症（疑）と診断とあり、その後、平成8年に骨髄穿刺にてニーマンピック病C型と診断した」とある。
- (2) ニーマンピック病C型は、本態的な脊髄小脳変性症との因果関係がないが、両者は症状が似ているものである。上記診断書にも脊髄小脳変性症は（疑）とあり、確定診断ではなく、その後の検査でニーマンピック病C型と診断確定されたことから、平成6年の症状はニーマンピック病C型であり、責任開始日前に発症していた疾病が高度障害状態となった原因であるものと推定され、本件においてはこの推定を覆す証拠はない。
- (3) 以上の事実から、本件約款における高度障害保険金の支払要件である「被保険者が責任開始時以後の傷害または疾病を原因として保険期間中に高度障害状態に該当したとき」にも、「責任開始時前にすでにあった障害状態に責任開始時以後の傷害または疾病を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態に該当したとき」にも該当しないことから、高度障害保険金支払いの要件を欠き、申立人の主張は認められない。